

自転車損害賠償保険等に関する東京都ホームページ掲載要綱

8 安総総第 72 号
令和 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自転車損害賠償保険等を扱う事業者の情報を東京都ホームページに掲載するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 条例 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成 25 年東京都条例第 14 号）
- 二 東京都ホームページ 東京都ホームページ内の都民安全総合対策本部が管理するページ
- 三 自転車損害賠償保険等 条例第 2 条第 9 号に定める自転車の利用によって生じた損害を填補するための保険又は共済
- 四 交通安全担当課長 東京都都民安全総合対策本部総合推進部交通安全担当課長

(東京都ホームページに事業者の情報を掲載する目的)

第 3 条 東京都ホームページへの事業者の情報の掲載は、条例第 4 条第 6 項の趣旨に則り、自転車損害賠償保険等への加入を検討する都民の利便性の向上を図り、もって加入の促進を図ることを目的とする。

(東京都ホームページへの掲載の対象となる事業者)

第 4 条 東京都ホームページに掲載する事業者は、次の各号の要件をいずれも満たす者とする。

- 一 次のいずれかに該当すること。
 - (1) 一般社団法人日本損害保険協会の会員
 - (2) 一般社団法人外国損害保険協会の正会員
 - (3) 一般社団法人日本共済協会の会員
 - (4) その他交通安全担当課長が認める者
- 二 都民に提供できる自転車損害賠償保険等を扱っていること。

(東京都ホームページへの掲載事項)

第5条 東京都ホームページに掲載する事項は、次の各号のとおりとする。

- 一 事業者名（通称名を掲載する希望がある場合、併せて掲載できる。）
- 二 問合せ先（名称、電話番号その他の連絡先、受付日時を掲載する。）
- 三 リンク（リンク先ページは、原則として自転車損害賠償保険等に関する情報を掲載したページとする。）

(掲載の申請)

第6条 東京都ホームページへの事業者の情報の掲載を希望する事業者は、自転車損害賠償保険等に関する東京都ホームページへの掲載等申請書（別記第1号様式）に記入の上、次の各号に掲げる書類を添えて、交通安全担当課長に申請する。

- 一 申請者が第4条各号の要件を満たすことを確認できる資料
- 二 次のリンク先ページ（最初に表示されるページ）をヘッダー及びURLが表示された状態で印刷したもの
 - (1) インターネットでの問合せ先が掲載されたページ
 - (2) 自転車損害賠償保険等に関するページ

(掲載の承認等)

第7条 交通安全担当課長は、前条の申請について、提出書類に不足があるときは追加書類の提出を、都民の利便性の向上を図る観点から必要があるときは書類の修正を、それぞれ求めることができる。

- 2 交通安全担当課長は、前項の手續後に、前条の申請について第4条及び次項に照らして確認し、東京都ホームページへの掲載が適当と認められるときは、自転車損害賠償保険等に関する東京都ホームページへの掲載等承認通知書（別記第2号様式）により事業者に通知する。
- 3 交通安全担当課長は、前条の申請について第4条に照らして確認し、次の各号のいずれかに該当し、東京都ホームページへの掲載が適当と認められないときは、自転車損害賠償保険等に関する東京都ホームページへの掲載等不承認通知書（別記第3号様式）により事業者に通知する。
 - 一 法令その他公序良俗に反する場合
 - 二 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
 - 三 問合せ先又はリンク先の内容が、都民の利便性を向上させるという目的に合致しないおそれがある場合
- 4 交通安全担当課長は、第2項の通知で掲載を承認する場合は、第5条各号に定める事項を当該通知に基づいて東京都ホームページに掲載する。

(事業者の責務)

第8条 東京都ホームページへの事業者の情報の掲載を承認された事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 条例における自転車損害賠償保険等に係る規定について、当該事業者の問合せ窓口を担当する職員に内容を周知するとともに、都民からの問合せに誠意をもって対応するよう指導すること。
- 二 都民の利便性の向上を図るため、事業者のホームページ、問合せ窓口等において、分かりやすい説明、表現に努めること。
- 三 事業者のホームページ、印刷物等において、事業者の自転車損害賠償保険等を東京都が推奨しているかのような誤解を与え、又は消費者の利益及び公正な競争を妨げるおそれのある表現を用いないこと。

(掲載事項の変更)

第9条 東京都ホームページへの掲載後、第5条各号の掲載事項に変更が生じたときは、事業者は、自転車損害賠償保険等に関する東京都ホームページへの掲載等申請書（別記第1号様式）に、変更事項を確認するために必要な書類を添えて、速やかに交通安全担当課長に掲載事項の変更を申請すること。

- 2 交通安全担当課長は、前項の申請について、第7条に準じた処理を行う。

(掲載の終了)

第10条 東京都ホームページへの掲載後、掲載の終了を希望する事業者は、自転車損害賠償保険等に関する東京都ホームページへの掲載終了通知書（別記第4号様式）により交通安全担当課長に掲載の終了を通知する。

- 2 交通安全担当課長は、前項の通知を受けたときは、東京都ホームページから当該事業者の情報を削除する。

(申請等の送付方法)

第11条 第6条、第9条第1項及び前条第1項の申請又は通知については、自転車損害賠償保険等に関する東京都ホームページへの掲載等申請書（別記第1号様式）及び添付書類並びに自転車損害賠償保険等に関する東京都ホームページへの掲載終了通知書（別記第4号様式）を電子メールその他の電磁的方法により送付するものとする。

- 2 第7条第2項及び第3項並びに第9条第2項の通知については、自転車損害賠償保険等に関する東京都ホームページへの掲載等承認通知書（別記第2号様式）又は自転車損害賠償保険等に関する東京都ホームページへの掲載等不承認通知書（別記第3号様式）を電子メールその他の電磁的方法により送付

するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、電子メールその他の電磁的方法による送付が困難な場合は、都と協議を行うものとする。

(掲載の中止)

第12条 交通安全担当課長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは東京都ホームページへの掲載を中止することができる。

- 一 第4条各号に該当しないと認められるとき。
- 二 第8条各号に掲げる事項を遵守しないと認められるとき。
- 三 その他東京都ホームページへの掲載を継続することが適切でないと認められるとき。

(免責)

第13条 東京都は、東京都ホームページ内の第5条に基づく事業者の掲載事項及びリンク先ページの内容に関し、一切その責任を負わない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、自転車損害賠償保険等に関する東京都ホームページへの掲載について必要な事項は、交通安全担当課長が別に定める。

附 則 (令和元年12月23日付 31都安総交第611号)

この要綱は、令和元年12月25日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日付 3都安総交第1236号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日付 4生安総第966号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月25日付 6生総総第2818号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年4月1日付 8安総総第72号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。